

令和 2 年 8 月 5 日

日本医師会

会長 中川 俊男 殿

日本小児科医会

会長 神川 晃

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている
医療機関に対し経済的支援を求める緊急要望書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、院内感染を恐れた他の急性及び慢性疾患患者の受診抑制を起こしております。日本小児科医会が令和 2 年 5 月及び 6 月に調査した「緊急医業経営実態調査」の結果では、保険診療収入は令和 2 年 4 月の対前年比は総件数で -35.0%、総点数で -38.2% と大幅に減少しております。患者数が 40% 以上減少した診療所は 47.5% でした。大阪小児科医会の調査では、4 月の昨年同月比患者数が 40% 以上減少した医療機関は 83.9% でした。5 月は、99.2% の医療機関が患者数減少と回答しており、令和 2 年 5 月の対前年比は総件数で -43.0%、総点数で -48.3% と更に悪化しております。

小児科の医業経営は悪化しており、患者減少による収入減や固定費の支払い等により、診療を継続することが困難になる医療機関も出てきております。このままでは、医療機関の休止を余儀なくされ、小児医療提供体制に重大な支障をきたすことが危惧されます。新型コロナウイルスにより経営が悪化している中で、小児科医療機関は、サージカルマスク等の感染防護用品が不足し、感染の危険にさらされながら、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者を診療しております。日夜奮闘している小児科・耳鼻科等大きな影響を受けている医療機関に対する財政支援はありません。このような状況にご理解を賜り、医療機関が経営破綻を起こさないよう、医療機関への財政支援を強く要望致します。

記

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける医療機関に対する事業継続のための支援を要望致します。

- 1 保険収入が前年同月比 50%以上減少している医療機関を「持続化給付金」の対象とする。
- 2 3 カ月合計の医業収入が前年同期比 40%以上減少している医療機関を新たに「持続化給付金」の対象とする。
- 3 3 カ月合計の医業収入が前年度比 30%以上減少している医療機関を対象に「医業継続支援金」を支給する。
- 4 雇用調整助成金の支給期間を延長する。

小児科医療機関が将来にわたり専門的な役割を果たし、子ども達の健康と健全な成育を支援していくために下記を要望致します。

- 1 任意予防接種を定期接種化し、ワクチンを現物給付とする。
- 2 ヘルススーパービジョンの考え方のもとに乳幼児健診の個別化および健診回数を増やしていく。